

特定非営利活動法人の設立の手續等に関する条例の規定による閲覧の場所の指定（平成10年岩手県告示第1028号）の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行する。

平成23年3月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後								
<p>2 次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ同表の右欄に掲げる場所</p> <table border="1" data-bbox="145 499 767 1223"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="145 499 767 551">[略]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="145 551 456 1223"> 法人の主たる事務所が二戸市、九戸郡軽米町及び九戸村並びに二戸郡の区域内に所在する場合（二戸市にあっては二戸市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に、九戸郡のうち軽米町にあっては軽米町の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に限る。） </td> <td data-bbox="456 551 767 1223"> <u>二戸市石切所字荷渡52番地</u> 県北広域振興局経営企画部二戸地域振興センター </td> </tr> </tbody> </table>	[略]		法人の主たる事務所が二戸市、九戸郡軽米町及び九戸村並びに二戸郡の区域内に所在する場合（二戸市にあっては二戸市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に、九戸郡のうち軽米町にあっては軽米町の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に限る。）	<u>二戸市石切所字荷渡52番地</u> 県北広域振興局経営企画部二戸地域振興センター	<p>2 次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ同表の右欄に掲げる場所</p> <table border="1" data-bbox="831 499 1453 1223"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="831 499 1453 551">[略]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="831 551 1142 1223"> 法人の主たる事務所が二戸市、九戸郡軽米町及び九戸村並びに二戸郡の区域内に所在する場合（二戸市にあっては二戸市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に、九戸郡のうち軽米町にあっては軽米町の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に、<u>二戸郡にあっては二戸郡の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する</u>法人に限る。） </td> <td data-bbox="1142 551 1453 1223"> <u>二戸市石切所字荷渡6番地</u> 3 県北広域振興局経営企画部二戸地域振興センター </td> </tr> </tbody> </table>	[略]		法人の主たる事務所が二戸市、九戸郡軽米町及び九戸村並びに二戸郡の区域内に所在する場合（二戸市にあっては二戸市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に、九戸郡のうち軽米町にあっては軽米町の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に、 <u>二戸郡にあっては二戸郡の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する</u> 法人に限る。）	<u>二戸市石切所字荷渡6番地</u> 3 県北広域振興局経営企画部二戸地域振興センター
[略]									
法人の主たる事務所が二戸市、九戸郡軽米町及び九戸村並びに二戸郡の区域内に所在する場合（二戸市にあっては二戸市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に、九戸郡のうち軽米町にあっては軽米町の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に限る。）	<u>二戸市石切所字荷渡52番地</u> 県北広域振興局経営企画部二戸地域振興センター								
[略]									
法人の主たる事務所が二戸市、九戸郡軽米町及び九戸村並びに二戸郡の区域内に所在する場合（二戸市にあっては二戸市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に、九戸郡のうち軽米町にあっては軽米町の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に、 <u>二戸郡にあっては二戸郡の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する</u> 法人に限る。）	<u>二戸市石切所字荷渡6番地</u> 3 県北広域振興局経営企画部二戸地域振興センター								
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>									